

公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2022年11月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第4号

公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程施行細則（2019年4月細則第10号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(教員等の辞令の文例)</p> <p>第2条 規程第5条の規定に基づき定める教員（非常勤の講師を除く。以下この条において同じ。）_____，事務職員及び技術職員に係る辞令の文例は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>，<u>特任教員</u></p>

附 則

この細則は、公布の日から施行し、2022年4月1日から適用する。